## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	〇知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県	
3. 市区町村名	東白川村	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番 号	74-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/sonsei/koukai/mynumber/	

執行機関名 東白川村長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(子ども医療費)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		東白川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)による医療 費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年五月二十七日法律第七十三号)第一条	東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)第一条
②事致の揺らせけらめ	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本	第一条 この条例は、子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範 東白川村福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第二十七号)